

街灯柱を利用する広告物に係る基準の変更

1 要旨

本年9月に改正都市再生特別措置法が施行され、公共による街路の広場化と民間によるオープンスペース提供など官民一体で取り組む「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出が新たに打ち出された。また、既に静岡県、静岡市及び浜松市では、街灯柱を利用する広告物の基準が見直されている。こうした状況を踏まえ、本市においても、地域の賑わいを創出するため、街灯柱を利用する広告物に係る基準（規則第5条及び第10条関係別表）を改正する。

2 改正内容

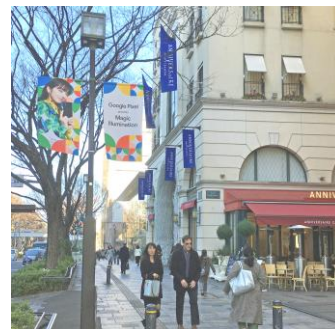
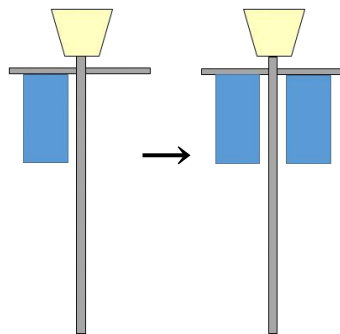
(1) 対象となる広告物

街灯柱を利用する広告物（バナー等）

(2) 改正する個数基準

電柱、街灯柱その他これらに類するものを利用する広告物	
現 行	1本につき <u>1個</u>
↓	
改正後	街灯柱（道路照明灯など）を利用 : 1本につき <u>2個以内</u> 街灯柱以外のもの（電柱など）を利用 : 1本につき <u>1個</u>

(3) 改正前後のイメージ



(4) 改正箇所（第5条及び第10条関係）

	広告物の種類	対象の規則	改正する表
1	国・地方公共団体が公共的目的をもって表示する公共広告物	袋井市屋外広告物条例 施行規則	別表第1の1(2)
2	普通規制地域に設置する広告物		別表第2の2(1)
3	特別規制地域に設置できる適用除外の広告物（自家広告物に限る）		別表第2の2(2)

3 施行日：令和3年1月1日